(iii) 第十五条の規定が適用される所得
(iv) 第十六条の規定が適用される所得
(v) 第十七条1の規定が適用される所得

この(c)の規定の適用上、ドイツ連邦共和国の居住者の所得であって、この協定の規定に従って日本国において租税を課されるものは、日本国内に源泉があるものとみなす。

(d) 第七条及び第十条に規定する利得又は所得並びに第十三条3に規定する資産の譲渡から生ずる収益については、これらの利得、所得若しくは収益が物品及び商品の生産、加工、製作若しくは組立て、天然資源の探査及び採取、銀行業及び保険業、商業若しくは役務の提供から生ずる場合又はこれらの利得、所得若しくは収益がこれらの活動に経済的に帰せられる場合に限り、適用する。第一文の規定は、事業の目的のために十分に実体の備わった事業活動が行われている場合に限り、適用する。(a)の規定が適用されない場合には、二重課税は、(c)に規定する税額の控除の方法により除去される。

(e) (a)の規定にかかわらず、次の(i)から(iii)までのいずれかの要件に該当する場合には、二重課税は、(c)の規定に基づいて税額の控除により除去される。

(i) 両締約国において所得又は所得の要素がこの協定の異なる規定に基づき取り扱われ、その結果として、当該所得に対して二重課税、非課税又は軽課税が生ずる場合（二重課税の場合には、第二十四条2又は3の規定に従った手続によっても取扱いの相違を解消することができないときに限る。）

(ii) 日本国が、この協定の規定に従って所得又は所得の要素に対して租税を課することができる場合において、実際に租税を課さないとき。

(iii) ドイツ連邦共和国が日本国に対し、協議の後、外交上の経路を通じて、(c)の規定に基づいて税額の控除に関する規定を適用しようとする所得又は所得の要素について通知する場合。通知された所得又は所得の要素については、二重課税は、その通知が行われた年の翌年の一月一日から税額を控除することによって除去される。

第二十三条　無差別待遇

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であって、特に居住者であるか否かに関し同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者にも、適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条1、第十一条4、第十二条4又は第二十条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であってその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であって、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

5 第二条の規定にかかわらず、この条の規定は、締約国、締約国の州又は締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって課される全ての種類の租税に適用する。

第二十四条　相互協議手続

1 一方又は双方の締約国の措置によりこの協定の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになると認める者は、その事案について、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。当該申立ては、この協定の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によってその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この協定に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に通信すること（両締約国の権限のある当局又はその代表者により構成される合同委員会を通じて通信することを含む。）ができる。

5 (a) 一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの協定の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従い、当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、(b) 当該一方の締約国の権限のある当局から他方の締約国の権限のある当局に対し当該事案に関する協議の申立てをした日から二年以内に、2の規定に従い、両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、当該者が要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に拘束力のある決定を行った場合又は両締約国の権限のある当局が、当該未解決の事項が仲裁による解決に適しないことについて合意し、かつ、その旨を当該者に対して当該他方の締約国の権限のある当局に対する当該申立ての日から二年以内に通知した場合には、当該未解決の事項は、仲裁に付託されない。当該事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によって定める。

第二十五条　情報の交換

1 両締約国の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約国、両締約国の州若しくは両締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する法令（当該法令に基づく課税がこの協定の規定に反しない場合に限る。）の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づき他の目的のために使用することができる場合において、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を事前に許可するときは、他の目的のために使用することができる。